

「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ (概 要)

店頭デリバティブ市場における電子取引基盤の利用

〔我が国における制度整備の目的等〕

- ・ 価格形成の公正性を含む取引の実情にかかる当局のモニタリング
- ・ あらかじめ定められたルールに基づく、信頼性の高い方法による取引を通じ、金融危機の際に市場の安定化に貢献
- ・ 価格透明性の向上による、将来的な市場の効率性向上や市場参加者の拡大への期待
- ・ 約定から決済までの一連の事務を電子化する STP (Straight Through Processing) 化の促進 (オペレーショナルリスクの低減、事務の効率化)

〔制度的枠組みのあり方〕

- ・ 対象者：当初は、金融商品取引業者等のうち、対象取引の取引量（残高、頻度）が多い、いわゆるディーラー的な立場の者同士の取引を対象とし、その後、必要に応じ拡大することを検討する。
- ・ 対象取引：一定の標準化と流動性を備え、かつ清算機関を通じて取引される取引とする（まずは円建て金利スワップ（プレーンバニラ型）を想定）。
- ・ 利用が義務付けられる電子取引基盤の要件：電子取引基盤の提供者に対し、第一種金融商品取引業者としての登録を求めるとともに、制度趣旨を実現するため、取引記録の保存・公表や当局への報告、公正な取引ルールの整備等を課す。
- ・ 外国の電子取引基盤の取扱い：外国の電子取引基盤に対し、海外当局の監督対象下にあり、当局間の協調監督枠組みがあること等を条件に、我が国で登録無しに電子取引基盤を提供できる特例を設ける。
- ・ 施行時期：電子取引基盤提供者・利用者双方の十分な準備のため、速やかに制度整備を行う一方、施行までに一定の期間（最大３年程度）を置く。

清算集中制度及び取引情報の保存・報告制度の具体化

- ・ 平成 22 年改正金融商品取引法において整備された両制度について、内閣府令等により規定される具体化の方向性を記載。
- ・ 両制度とも段階的に導入することとし、まずは店頭デリバティブ取引の残高・頻度の多い金融商品取引業者等を主な対象とする。

(以 上)